



情報技術－自動認識及びデータ取得技術－
ユニーク識別－第 6 部：集合品

JIS X 0532-6 : 2018
(ISO/IEC 15459-6 : 2014)
(JEITA/JSA)

平成 30 年 1 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小 高 久 義	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	橋 本 崇	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 溝 和 孝	総務省国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.1.22

官 報 公 示：平成 30.1.22

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 個々の存在物に対する識別子	2
5 存在物の集合に対する識別子	3
6 製品、構成単位及び単体の集合体に対する識別子	3
6.1 一般事項	3
6.2 ユニーク識別子に許される最大文字数	3
6.3 識別子に許される文字集合	3
7 AIDC 媒体を利用する場合の符号化の実装	4
附属書 A (参考) 集合品	5
附属書 B (参考) 集合品に対するユニーク識別	7
附属書 C (参考) 集合品に対する識別子の用途	10
参考文献	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 0532 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 0532-1** 第 1 部：個々の輸送単位
- JIS X 0532-2** 第 2 部：登録手順
- JIS X 0532-3** 第 3 部：共通規則
- JIS X 0532-4** 第 4 部：個々の製品及び包装物
- JIS X 0532-5** 第 5 部：個々の繰返し利用輸送機材
- JIS X 0532-6** 第 6 部：集合品

情報技術—自動認識及びデータ取得技術— ユニーク識別—第 6 部：集合品

Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Unique identification—Part 6: Groupings

序文

この規格は、2014 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC 15459-6**（2016 年発行の Corrected version の内容を含む。）を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、製品、包装物、輸送単位及び物の集合品の識別のための一意の文字列について規定する。その文字列は、管理の必要性及び／又は規制の必要性（例えば、通関手続き）に合わせて、存在物に貼付されるバーコードシンボル、二次元シンボル、又はその他の自動認識及びデータ取得（AIDC）媒体で表示される。これらの必要性に対応するため、様々な種類の識別子が **JIS X 0532** 規格群の各部で認識されており、**JIS X 0532** 規格群の特定の部の文脈中で関係付けられたユニーク識別子を合わせることで、様々な要求事項を許容している。

集合品又は製品、包装物、輸送単位及び集合化できる物、例えば、型式、特性、発注、製造、品質、場所、動作などに対する識別子は、ユニークに識別されるようにすることが望ましい。それは、**JIS X 0532** 規格群の他の部で定義されている他の個々の識別子を使うことで可能である。単体について情報処理を可能とするデータキャリア中のこれらのユニーク識別子の符号化は、明確に識別されるようにすることが望ましい。

集合品に対する識別子は、検査を目的としている。**JIS X 0532-1**、**JIS X 0532-4** 及び **JIS X 0532-5** の中で使用しているような、最も厳格な意味での存在物識別子として直接的には利用できない。

注記 1 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 15459-6:2014, Information technology — Automatic identification and data capture techniques—Unique identification—Part 6: Groupings (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

注記 2 この規格の名称及び本体内で、“ユニーク”（例えば、ユニーク識別）という業界等で一般的な表現を用いているが、この“ユニーク”という表現は、より正確には“一意（唯一）”という意味合いであることに注意されたい。